

岐 阜 県 公 報

号 外 (二) 平 成 二 十 九 年 三 月 十 七 日

目 次

訓 令 甲

○岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税 務 課)

ペー
ジ 一

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「収納代理金融機関」の下に「（以下この条において「指定金融機関等」という。）を加え、同条第四項中「指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 県税事務所長は、前項の規定により納付書を送付するときは、併せて別記第四号様式による報告書により口座振替に係る処理の結果を報告するよう指定金融機関等に求めなければならない。

第十五条第八項中「滞納処分執行停止・不納欠損管理簿」を「滞納処分執行停止管理簿」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

4 県税事務所長及び自動車税事務所長は、別記第二十三号様式による不納欠損管理簿を備え、不納欠損について必要事項を記載し、整理しなければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十七条の見出し中「自動車取得税又は」を削り、「滞納整理票の作成及び」を「徴収関係書類等の」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「とき（」の下に「岐阜県税事務所長の所管区域内又は」を加え、「別記第三十九号の二様式」を「別記第三十八号様式」に改め、「について第一項の規定により作成された滞納整理票その他当該徴収金」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「別記第三十九号の二様式」を「別記第三十八号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「別記第三十九号の三様式」を「別記第三十九号様式」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第二十九条第三項中「が設定」を「の設定等が」に、「財産等」を「財産」に改める。
第四十八条第二項中「次の各号に掲げる」を「第三百十一条第一項に規定する自動車税の定期分の」に改め、同項各号を削る。

第六十二条第二項及び第六十三条第一項中「繰越金内訳表」を「収入未済額内訳書」に改める。

第八十条第一号を次のように改める。

一 賦課決定及び賦課変更（減額に係るものを除く。）に係る決議書 別記第八十一号様式

第八十条第二号を削り、同条第三号中「別記第三百十八号の二様式」を「別記第八十二号様式」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第一百一条の二第一項中「県税事務所長」を「第十三条第八項及び第九項の規定」に、「規定により」を「規定による」に、「を」ときは、別記第二百十八号様式による徴収猶予取消決議書により決議しなければならない」を「について準用する」に改め、同条第二項を削る。

第二百二十八条第三項中「別記第二百四十三号様式による決議書」を「別記第二百四十五号様式による自動車税賦課決定等決議書」に改め、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に、「別記第二百四十三号の三様式」を「別記第二百四十五号様式」に、「自動車

税課税保留取消決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に改める。

第三百十一条第一項中「賦課決定決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に改め、同条第二項第二号中「若しくは」を「」に改め、「除却」の下に「又は同条第四項の規定による課税保留の取消し」を加え、「別記第二百四十三号様式」を「別記第二百四十五号様式」に、「自動車税賦課決定決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に改め、同項第三号を削り、同条第三項中「自動車税賦課決定決議書」を「自動車税賦課決定等決議書」に改める。

附則第三項中「まで、」の下に「第八項及び第九項並びに」を加え、「並びに第一百一条の二」を削る。

「その一 一般用（法人の県民税及び事業税並びに自動車税を除く。）

別記様式目次中 その二 法人の県民税及び事業税用

その三 自動車税用

「その一 一般用
その二 自動車税用」に、「口座振替用納付書送付書 第六条第二項」を「口

座振替用納付書兼口座振替報告書 第六条第二項及び第三項」に、「滞納処分の執

行停止等通知書」を「滞納処分の執行停止通知書」に、「滞納処分執行停止・不納欠損管理簿」を「滞納処分執行停止管理簿」に、「第二十三号様式 削除」を「第二十三号様

「第三十八号様式 滞納整理票

その一 一般用（法人

び事業税を除
その二 法人の県民税

用

式 不納欠損管理簿 第十六条第四項」に、
第三十九号様式 滞納整理票引継書（受

第三十九号の二 自動車税徴収関係書類

様式 受書

第三十九号の三 自動車税課税地異動通

様式 第四十号様式 滞納整理票管理簿

第二十六条、第二十七
条第一項及び第七十六
条第二項

の県民税及
く。
及び事業税

領書）
第二十七条第二項及び
第四項

等引継（引
第二十七条第三項及び
第四項

知書
第二十七条第四項

第二十八条

継（引
第二十七条第一項及び
第二項

第二十七條第三項

「第百三十八号の
二様式
賦課決定明細表兼調定明細表
第四十
四十八
十條及
第一項

等財産差押通知書」に、

その一 個人事業税用（定期分用）
その二 個人事業税用（随時分及
び賦課変更分用）
その三 自動車税用（定期分用）

五条第八項、第
条第二項、第八
び第百三十一条

「第百三十八号の
二様式
自動車税賦課決定明細表兼調定明
細表
第四十五條
四十八條第
百三十一条

「第百六十一号様 収入未済額繰越通知書 第六十二条第

第八項、第
二項及び第
第一項 式 第六十二号様 繰越金内訳表 第六十二条第

二項 式 「第百六十一号様 収入未済額繰越通知書 第六十二条第二項及び

二項 式 第六十二号様 収入未済額内訳書 第六十二条第二項及び

「第百七十三号様 個人の県民税賦課状況（賦課額異 第七十五条第一項 式 第

動状況・徴収金の清算）報告書 第六十二条第二項及び

動状況・徴収金の清算）報告書 第六十二条第二項及び

百七十三号様 個人の県民税賦課状況（賦課額異 第七十五条第一項

動状況・徴収金の清算）報告書

その一 賦課状況報告書

その二 賦課額異動状況報告書

その三 徴収金の清算に関する報

告書

子割更正・決定等通知書」を「県民税利子割更正・決定（加算金決定）等通知書」に、

「県民税配当割更正・決定等通知書」を「県民税配当割更正・決定（加算金決定）等通

知書」に、「県民税株式等譲渡所得割更正・決定等通知書」を「県民税株式等譲渡所得

割更正・決定（加算金決定）等通知書」に、「個人の事業税賦課決定決議書」を「個人

の事業税賦課決定（賦課変更）決議書」に、「個人の事業税賦課決定（賦課変更）決議

「第百七十一号様 不動産取

式

書」を「個人の事業税賦課決定（賦課変更）明細表」に、

得税賦課決定明細表 第九十九条第二項

その一
その二

当初賦課決定用
増額賦課決定用
を「第二百一十一号様 不動産取得税賦課
式

決定明細表 第九十九条第二項

に「第二百一十八号様 不動産取得税徴収猶予取
式
式 第二百一十九号様 不動産取得税徴収猶予取
式

消決議書 第一百一条の二第一項及

び附則第三項

「第二百一十八号様 削除
式及び第二百十

消通知書 第一百一条の二第二項及
び附則第三項

九号様式

に「第二百四十三号
の二様式

第二百四十三号
の三様式

第二百四十四号
様式

第二百四十五号
様式

様式

削除

自動車税課税保留（除却）決議書・

自動車税賦課決定決議書

削除

自動車税課税保留取消決議書・自 第二百二十八条第四項及

を「第二百四十一号 削
で 様式から第二百
四十四号様式ま
第二百四十五号 自

自動車税賦課決定決議書

び第二百三十一条第二項 様式

削除

自動車税賦課決定決議書

第二百三十一条第一項及
び第三項

除

自動車税賦課決定等決議書

第二百二十八条第三項及
び第四項並びに第二百三

に「第二百五十二号 鉾区
様式
その
その

十一号第一項から第三
項まで

税納税通知書

第二百三十九条

を「第二百五十二号 鉾区税納税通知書
様式

一 一般用

二 共同鉾業者用

第二百三十九条

に改める。

別記第三号様式その一を次のように改める。

備考 1 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができる。

2 用紙の大きさについては、特に必要があるときは、この規格によらないことができる。

岐阜県自動車税

自動車税領収証書

公

加入者名

口座番号

岐阜県自動車税

納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

この証明書は車検に必要ですから自動車検査証と一緒に大切に保管してください。

登録番号

課税年度

課税対象年度

様

登録番号

車台番号

証明書
有効期限

納期限

納付番号
確認番号
欄

納付区分

納付する額

税 額

延滞金

合 計

(差出人)

岐阜市日置江2648-3
岐阜県自動車税事務所

印

CVS収納代行会社

(納 税 者 保 管) 上記のとおり領収しました。

(納 税 者 保 管)

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (用紙日本工業規格A4) (第6条関係)

書告報替振座口兼書付送書付納替振座口

事務所	
金融機関名	
取扱店名	

税目	
振替日	年月日

作成日： 年 月 日

[illegible]

※振替結果欄には、次の理由の該当欄に○を付けること。

- ・振替が完了したもの・・・完了
- ・振替不能であったものはその理由
- ・本人の都合・・・本人
- ・岐阜県との都合・・・県
- ・預金不足・・・不足
- ・口座解約・・・解約
- ・取引なし・・・取引
- ・口座依頼書なし・・・依頼
- ・その他・・・他

口座振替 告 合	取 納 振替不能 計	作 教 税 額	金融機関確認月

パーセント計	件数	税額	
合計	件数	税額	

←※取扱店舗の最終頁にのみ記載・押印すること。

第8号様式（用紙日本工業規格A4）（第9条関係）

					起案	年	月	日
					決議	年	月	日
					通知	年	月	日
					文書番号	第		号

繰上徴収（納期限変更）決議書

納税者番号		電話番号		整理番号			
住 所 (所在地)							
氏名（名称）							
変更後納期限							
繰 上 徴 収 に 係 る 徴 収 金							
税 目	課税番号	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要
年度	期別			納期限	過少申告	不申告	
		円	法律による金額 円	円	円	円	
			〃				
			〃				
			〃				
			〃				
			〃				
計（円）							
納付（納入）場所	別紙記載の県税取扱収納機関・当事務所徴税吏員_____						
根拠法令	地方税法第13条の2第1項第 号						
理 由							

別記第八号様式を次のように改める。

備考 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができる。

別記第十八号様式中

「あなた（貴社）は、地方税法第15条の7第1項（第1号・第2号）に該当する事実があると認められますので、下記の滞納金額及び滞納処分（滞納処分の執行を停止すること）をしましたので、同定により通知します。

2号・第3号)に該当する事実があると認められますので、下記の滞納金額及び滞り
び滞納処分費について、滞納処分の執行を停止することとしたので、同条第
条第2項の規定により通知します。

ただし、これにより、あなた（貴社）の納税義務が消滅するもの
 ませんので、資力の回復次第、速やかに納付（納入）してください

第3号) 納処分費 2項の規 ではあり	
---	--

	「	を	」	改める。
		摘要		
(滞納処分費) 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までの のです。				

別記第十九号様式中

「 下記の滞納金額及び滞納処分費については、 年 第 号で滞納処分の執行を停止しましたが、あなた（貴社）は、地方 月 日付け 税法第15条の7第1項（第1号・第2号・第3号）に該当する事実 下記の下記の滞納金額及び滞納処分費については、 年 月 第 号で滞納処分の執行を停止しましたが、あなた（貴社）は、地方 月 日付け 税法第15条の7第1項（第1号・第2号・第3号）に該当する事実

事実がないと認められますから、同法第15条の8第1項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、取消しを受けた次の滞納金額については、速やかに納付（**な**）。

てください。

日付けは、地方
 がないと
 執行の停
 止

納入)し

「 摘要 (滞納処分費) 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。	を
---	----------

改める。

別記第二十号様式を次のように改める。

滯納處分執行停止管理簿

[illegible]

2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二十二号様式を次のように改める。

別記第二十三号様式を次のように改める。

第22号様式（用紙日本工業規格A 4）（第16条関係）

納 税 義 務 消 滅 通 知 書

第 号

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称） 様

岐阜県 県税事務所長 印

次の滞納金額については、 年 月 日 納税義務が消滅したので通知します。

滞納金額									
税 目		課税 番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘要
年度	期別		督促等年月日			過少 申告	不申 告	重	
				円	法律による金額	円	円	円	
					〃				
					〃				
計（円）									

摘要

不納欠損管理簿

[illegible]

2 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第三十六号様式から別記第三十七号様式その三までを次のように改める。

督 促 状 発 付 決 議 書										決 議 番 号		第 号	
起 案 年 月 日										年 月 日		年 月 日	
決 議 年 月 日										年 月 日		年 月 日	
発 付 年 月 日													
発 付 した日 から 10日を経過した日													

[illegible]

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

(表面)

次のとおり滞納となっておりますので、至急納めてください。

樣

延滞金算定期間及びその期間の延滞金の記載がある場合は、納付重作成日時点の利率により概算の計算をしたものであるので、納付時期によつて異なる場合があります。

様

(先合せ問・人出差)

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。この書面は、領収証書等とともに大切に保存してください。

公

—

33

1

○はコ、ヒニヒ

/ CVS本部保管)

取りまとめ

—

この受領証は、大切に保管してください。

例えば、銀行・郵便局でお支払の場合は、左欄の2枚の券を提出してください。

—

上記金額を領収しました。

—

ゆうちょ銀行・郵便局で轉付された場合は、領收証書に代えて払込金受領書が交付されます。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(裏面)

滞納となつてゐる県税について〔督促〕
 あなた（貴社）の県税が表面のとおり滞納となつておりますので、滞納となつてゐる税目別に以下の表の規定及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を発します。

税 目	根 拠 規 定
法人県民税	地方税法第 66 条
県民税利子割	地方税法第 71 条の 17
県民税配当割	地方税法第 71 条の 38
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第 71 条の 58
法人事業税、個人事業税	地方税法第 72 条の 66
不動産取得税	地方税法第 73 条の 34
県たばこ税	地方税法第 74 条の 25
ゴルフ場利用税	地方税法第 92 条
自動車取得税	地方税法第 134 条
軽油引取税	地方税法第 144 条の 49
鉱区税	地方税法第 198 条
県固定資産税	地方税法第 745 条第 1 項において準用する同法第 371 条
狩猟税	地方税法第 700 条の 64
乗鞍環境保全税	岐阜県乗鞍環境保全条例第 13 条第 2 項

(延滞金)
 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセントの割合（平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特

(納付場所)

納付場所は、次のとおりです。

- 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
 - 岐阜県外の大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行及びび三井住友銀行の本店又は支店
 - ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
 - 次に掲げるコンビニエンスストア又はＭＫ端末を設置する店舗（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が 30 万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。）
 - サークル
 - サンクス
 - セブン－イレブン
 - デイリーヤマザキ
 - ファミリーマート
 - ミニストップ
 - ヤマザキバレンタインショップ
 - ローソン
- 備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関の Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ＡＴＭ（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。
- 2 Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。
- 3 Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

※ 領収証書は後日のため大切に保存してください。

別添置法第 98 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」といふ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、次の（１）から（４）までに掲げる税額の区分に応じ（１）から（４）までに定める期間については、年 7.3 パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については特別基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該特別基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合は、年 7.3 パーセントの割合））となります。

- (1) 賦課決定に係る税額、申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書を除く。）に係る税額又は納期限以前に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 これらの納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間
 - (2) 納期限後に提出した申告書（法人県民税、法人事業税及び県たばこ税に係る申告書に限る。）に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 か月を経過する日までの期間
 - (3) 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 か月を経過する日までの期間
 - (4) 更正又は決定により納付すべき税額 納期限の翌日から更正又は決定により納付すべき期限までの期間又は当該期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間
- (滞納処分)
督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されないときは、

地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第 16 条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内（当該期限の到来よりも地方税法第 19 条の 4 の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (おこたわり)
送達前に完納されているときは、行き違いによるものですからご容赦ください（金融機関への収納後、入金処理が完了するまでには 10 日前後かかる場合があります。）
(お問合せ先)
この書面についてご不明な点があるときは、表面添出人欄記載の県税事務所等におたずねください。

次のとおり滞納となっておりますので、至急納めてください。

樣

樣

年度	事業年度	区分
税目	法定納期限	通知納期限
事務所		

		納入額及控除額 (納入)	納入事務費控除金 する金額
	法人市民税控除額	円	
	法人県民税控除額	円	
	法人市町税控除額	円	
	法人事業税控除額	円	
	道庁補助加算金	円	
	不得告知加算金	円	
	重加算金	円	
	合計	円	

(差出人・問合せ先)

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。この書面は、領収証書等とともに大切に保存してください。

加入者名		口座記号 番 号		会 社 名 称		円	
交納種別 番 号		納付番 号		種別 番 号		納付 区 分	
納期限		年 度		登録番 号		QR-ID	

[illegible]

加入者名			加入者負担
口座記号			通存社口座金
番 号			加入者負担
納付番号			納付番号
確認番号	納付区分		確認番号
税 目			税 目
納期限			納期限
税 額	円		税 額
延 滞 金	円		延 滞 金
加 算 金	円		加 算 金
合計金額	円		合計金額
納税者氏名			納税者氏名
納付内容			納付内容
CVS納付代行会社			CVS納付代行会社
領 収 目 付 印			領 収 目 付 印
課 務 所			課 務 所
窓口または金融機関			窓口または金融機関
窓口または店			窓口または店
お問い合わせ先			お問い合わせ先

この受領証は、大切に保管してください。

上記金額を領収しました。

課税番号																			
納付番号		納付区分																	
補助番号		区分																	
年度																			
年度																			
税目																			
事務所																			
<table border="1"> <tr> <td>納付(納入)する額</td> <td>税 額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延滞金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加算金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>				納付(納入)する額	税 額		円		延滞金		円		加算金		円	合 計			円
納付(納入)する額	税 額		円																
	延滞金		円																
	加算金		円																
合 計			円																
上記金額を領収しました。 岐阜県 領収日付印																			
収入印紙不要																			

ゆうちょ銀行・郵便局で納付された場合は、領収証書に代えて払込金受領書が交付されます。

收入印紙不要
(納税者保管)

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。
(裏面)

第37号様式その1裏面に同じ。

岐阜県自動車税

自動車税督促状兼領収証書

公

岐阜県自動車税 納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

加入者名

口座番号

この証明書は車検に必要ですから自動車検査証と

一緒に大切に保管してください。

登録番号
課税年度
課税対象年度

登録番号	
車台番号	
証明書有効期限	

納付期限	
納付番号 確認番号 摘要	納付区分

納付する額	税額	円
	延滞金	円
	合計	円

上記のとおり滞納となっておりますので
裏面の納付場所で至急納めてください。

岐阜県自動車税事務所長

印

領収日付印	収入印紙不要
-------	--------

岐阜市日置江2648-3
岐阜県自動車税事務所

印

領収日付印	収入印紙不要
-------	--------

CVS収納代行会社

(納 税 者 保 管) 上記のとおり領収しました。

(納 税 者 保 管)

(裏面)

【お知らせ】

あなた（貴社）の自動車税が表面のとおり滞納となっていますので、地方税法第165条及び岐阜県税条例第15条の規定により、督促状を發します。

(滞納処分)

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この督促状を受けた日の翌日から起算して3か月以内（当該期限の到来よりも地方税法第19条の4の規定による期限の到来が早いときは、その期限まで）に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【延滞金について】

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した場合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した場合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.3パーセントの割合（当該期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15

条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）となります。

表面に延滞金額が印刷されているものは、発布日の翌日現在の延滞金が記載されています。納付が遅れますと延滞金が増えます。増加分については、後日、納付書が送付されますので、必ず増加分の延滞金の納付もしてください。

【納付場所】

納付場所は、次のとおりです。

- 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店
- ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局
- 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗

サークルK サンクス セブンイレブン デイリーヤマザキ フレミリーマー ミニストップ ヤマザキスぺシャルパートナーショップ ローソン

備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。2 Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。3 Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

※ 領収証書は後日のため大切に保存してください。

第38号様式（用紙日本工業規格A4）（第27条関係）

第 号
年 月 日

税事務所長 様

税事務所長

自動車税徴収関係書類等引継（引受）書

次の者が住所地等を移転しましたので、関係する徴収関係書類等を引き継ぎます（引き受けます。）。

納 税 者	氏 名 (名 称)					
	住 所 (居 所)	移 転 前				
	(所在地)	移 転 後				
引 継 事 案 の 内 訳	税 目	課税番号	登録番号	課税年度	期 別	収入未済額
上 記 事 案 に 係 る 書 類 等						

備考 この引継書には、住所地等が移転したことを証明する書類を添付すること。

別記第三十八号様式その一から別記第三十九号様式までを削る。
別記第三十九号の二様式を次のように改め、同様式を別記第三十八号様式とする。

別記第三十九号の三様式を別記第三十九号様式とし、別記第四十号様式を次のように改める。

第5号様式 別記

別記第四十六号の二様式中「担保権設定財産等差押通知書」と「担保権設定等財産差押通知書」に改める。

別記第百十二号様式その八中「第5条第2号」を「第4条第1項」に改める。

別記第百三十八号様式その一を次のように改める。

調定年月日：	年	月	日	作成年月日：	年	月	日
調定事由：				単位：円			

[illegible]

別記第四百十号の二様式を次のように改める。

更正内訳書

更正年月日： 年 月 日

[illegible]

別記第四百十八号様式から別記第五百十号様式までを次のように改める。

第148号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第57条、附則第 3 項関係)

過誤納金等還付 (充当) 決議書・戻出 (支出) 金調書・振替金調書 (収入金払戻)

決裁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			</
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第149号様式 (用紙日本工業規格A4) (第57条、附則第3項関係)

過誤納金等還付(充当) 決議書・支出金調書・振替金調書(歳出還付)

[illegible]

備考第8号様式備考は、この様式について準用する。

作成日：	年	月	日
支払年月日：	年	月	日

[illegible]

第 152 号様式その 1 (用紙日本工業規格 A 4) (第 57 条、附則第 3 項関係)
(表面)

過誤納金等還付 (充当) 通知書

年度	支払請求番号	第	号
----	--------	---	---

この通知書は、あなたが納めた税金をお返しするためのものです (以下をよくご覧ください。)。

還付する金額

円 = 過誤納金等の額 ① + 還付加算金 ② - 充当額 ③

年 月 日

岐阜県 税事務所長



< 過納・誤納等の額明細 >

税 目							
科 目							
課 税 番 号							
年 度 ・ 期 別							
納付すべき額 (円)							
納付した額 (円)							
過誤納等の額 (円)							
還付加算金額 (円)							
お返しの理由	1	1	1	1	1	1	1
発生年月日							
①過納・誤納等の額の合計 (円) =							
②還付加算金 合計 (円) =							

< 充当明細 >

未納の税目 科 目							
事 務 所							
課 税 番 号							
年 度 ・ 期 別							
充 当 適 状 日							
充 当 額 (円)							
充 当 不 足 額 (円)							
③充当額 合計 (円) =							

口座振替案内書

(受取人)

住 所 (所在地)	払込金融機関	
氏 名 (名 称)	預金種別	口座番号
	振込人	

年 月 日

年度	支払請求番号	第	号
金 額			

上記のとおり振替手続きをしました。

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

別記第百五十二号様式その一を次のように改める。

(裏面)

(過誤納金等の還付充当)

- 1 この通知書は、あなた（貴社）に納めていただいた県税のうち表面の「お返しする理由」欄に記載する理由により納め過ぎとなりました分を、地方税法第 17 条等の規定によりお返しした（する）こと又は未納となつている県税に充当したことをお知らせするものです。

(未納額の納付)

- 2 表面の「充当不足額」欄に金額の記載があるときは、過誤納金等を充当してもなお当該金額が滞納となつていますので、速やかに納付してください。

なお、納付に際し、充当不足額に係る県税納付書等がお手元に無い場合は、県税事務所等の担当者へご連絡ください。

(還付加算金)

- 3 納付の日（特に定めがあるものについては、その日）の翌日から支出決定の日又は充当した日までの期間の日数に応じ、過誤納等の額（その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 7.3 パーセントの割合（当該期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間について当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間について当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合）を乗じて計算した金額（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）が加算されています。

(審査請求)

- 4 この還付又は充当について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 5 処分の取消しの訴えは、4 の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、4 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第百六十号様式を次のように改める。

第 160 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 60 条関係)

年度 歳 入 日 計 表
歳入取扱日： 年 月 日

作成日： 年 月 日

	合 計															
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個人県民税																
県民税配当割																
県民税株式等譲渡所得割																
法人県民税																
県民税割子割																
個人事業税																
法人事業税																
地方消費税譲渡割																
地方消費税貨物割																
不動産取得税																
県たばこ税																
ゴルフ場利用税																
自動車取得税																
軽油引取税																
自動車税																
地区税																
県固定資産税																
狩猟税																
果樹環境保全税																
(旧法) 特別地方消費税																
(旧法) 自動車取得税																
(旧法) 軽油引取税																
県 税 小 計																
延滞金																
不申告加算金																
過少申告加算金																
重加算金																
税 外 収 入 計																
申告納付 (未確)																
回付未済額																
雑 入 小 計																
県 税 合 計																

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

作成日: 年 月 日

[illegible]

別記第百六十三号様式(付表を除く。)中

税	額	単	数
---	---	---	---

を

単	数
---	---

税 額 に改める。

別記第百六十三号様式付表一及び同様式付表二を次のように改める。

第 163 号様式付表 1 (用紙日本工業規格 A 4) (第 63 条関係)

年度 _____ 調定収納済額に関する調 (1)

作成日： 年 月 日

(単位：円)

税目	区分		納付済収入額②		督促状送付前収入額③		左のうち徴収猶予税額の	左のうち徴収猶予に係るもの
	件数	税額	件数	税額	件数	に係るもの		
個人県民税								
均等割及び所得割								
配当割								
株式等譲渡所得割								
法人県民税								
県民税利子割								
個人事業税								
法人事業税								
地方消費税譲渡割								
地方消費税貨物割								
不動産取得税								
県たばこ税								
ゴルフ場利用税								
自動車取得税								
軽油引取税								
自動車税								
鋸区税								
県固定資産税								
狩猟税								
乗鞍環境保全税								
(旧法) 特別地方消費税								
(旧法) 自動車取得税								
(旧法) 軽油引取税								
計								

(注) () 内は、証紙徴収に係るものを計上した。

調 定 収 納 済 額 に 関 す る 調 (2)

年度 作成日： 年 月 日 (単位：円)

税 目	区分		通称処分に係るもの		通称処分徴収⑥		収入済額	
	任意徴収④	件数	任意徴収⑤	件数	任意徴収⑤	件数	②+③+④+⑤+⑥+⑦	件数
個人県民税								
均等割及び所得割								
配当割								
株式等譲渡所得割								
法人県民税								
県民税利子割								
個人事業税								
法人事業税								
地方消費税課税割合								
地方消費税貨物割								
不動産取得税								
県たばこ税								
ゴルフ場利用税								
自動車取得税								
軽油引取税								
自動車税								
鉦区税								
県固定資産税								
狩猟税								
果樹環境保全税								
(旧法) 特別地方消費税								
(旧法) 自動車取得税								
(旧法) 軽油引取税								
計								

(注) 〇 内は、換価処分による徴収のものを計上した。

年度

調定収納済額に関する調 (3)

作成日： 年 月 日

(単位：円)

税目	区分	欠損処分		収入未済額	
		⑧ 件数	税額	①－⑦－⑧＝⑨ 件数	税額
個人県民税					
均等割及び所得割					
配当割					
株式等譲渡所得割					
法人県民税					
県民税利子割					
個人事業税					
法人事業税					
地方消費税譲渡割					
地方消費税貨物割					
不動産取得税					
県たばこ税					
ゴルフ場利用税					
自動車取得税					
軽油引取税					
自動車税					
釧路区税					
県固定資産税					
狩猟税					
乗鞍環境保全税					
(旧法) 特別地方消費税					
(旧法) 自動車取得税					
(旧法) 軽油引取税					
計					

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

第 163 号様式付表 2 (用紙日本工業規格 A 4) (第 63 条関係)

年度 不 納 欠 損 に 関 す る 調

作成日： 年 月 日
(単位：円)

区分	税 目	時 効 完 成		時 効 完 成		敷 行 停 止 中		計	
		件 数	税 額	件 数	税 額	3 年間継続による 納税義務の消滅	直ちに納税義務を 消滅させたもの	件 数	税 額
個人県民税	均等割及 OS 所得割								
	配当割								
法人県民税	株式等譲渡所得割								
	法人県民税								
	県民税利子割								
	個人事業税								
	法人事業税								
	不動産取得税								
	県たばこ税								
	ゴルフ場利用税								
	自動車取得税								
	軽油引取税								
	自動車税								
	飲区税								
	狩猟税								
	乗鞍環境保全税								
	(旧法) 特別地方消費税								
	(旧法) 自動車取得税								
	(旧法) 軽油引取税								
	計								
	過少申告								
	加算								
	税外収入								
	重								
	計								
	合 計								

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

別記第百六十三号様式付表七の次に次のように加える。

第 163 号様式付表 8 (用紙日本工業規格 A 4) (第 63 条関係)

県 税 に 係 る 税 外 収 入 の 決 算 額

作成日： 年 月 日
(単位：円，%)

科 目	区 分	調 定 額		収 入 済 額 ②	不 納 欠 損 額 ③	収 入 未 済 額 ①－②－③		収 入 歩 合
		件 数	金 額 ①			件 数	金 額	
(a) 延 滞 金	現							
過 少 申 告 加 算 金	現 滞 計							
不 申 告 加 算 金	現 滞 計							
重 加 算 金	現 滞 計							
(b) 加 算 金 合 計	現 滞 計							
(c) 通 告 処 分 費	現							
(d) 納 税 証 明 手 数 料	現							
(e) 滞 納 処 分 費	現							
合 計 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)	—							

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

別記第七十三号様式を次のように改める。

第 173 号様式その 1 (用紙日本工業規格 A 4) (第 75 条関係)

岐阜県知事様
(税務課)

年度 個人の県民税の賦課状況報告書 (6 月 3 0 日現在)

第 年 月 日
県税事務所長

区	分	所得割のみの者				均等割及び所得割の者							
		均等割のみの者 ①	人	退職所得に係るもの ②	人	均等割及び所得割の者 ①	人	合計 ①+②+③+④ ⑤					
納 税 義 務 者 数	普通徴収												
	特別徴収												
計													
区 分	県 民 税	普通徴収 ⑥	円	特別徴収 ⑦	円	計 ⑥+⑦ ⑧	円	普通徴収 ⑥+⑨ ⑫	円	特別徴収 ⑦+⑩ ⑬	円	計 ⑧+⑪ ⑭+⑮ ⑯	円
	均 等 割	⑮											
	所得割 [退職所得の分離 課税に係るものを 除く]	⑮											
	計 ⑮+⑯	⑰											
	退職所得の分離課税に係る 所得割	⑱											
	課 税 額 ⑰+⑱	⑲											
	⑲のうち翌年度の収入となる べき額	⑳											
	前年度課税分のうち本年度の 収入となるべき額	㉑											
	特定あふ分率の基礎となる本年度 収入となるべき額 ⑰-⑳+㉑	㉒											
	本年度の収入となるべき額 ⑱+㉒	㉓											
加 算 金	県 民 税			県民税及び市町村民税 の合計額									
	過 不 重												
摘 要													

第 173 号様式その 2 (用紙日本工業規格 A 4) (第 75 条関係)

岐阜県知事様
(税務課)

年度 個人の県民税の賦課額異動状況報告書 (1 1 月 3 0 日現在)

第 年 月 日
県税事務所長

区	分	均等割のみの者 ①		所得割のみの者 ②		左以外の者の ③		均等割及び所得割の者 ④		合計 ①+②+③+④ ⑤	
		普通徴収 特別徴収 計	人	所得割 退職所得に係るもの ②	人	人	人	人			
納 税 義 務 者 数	県 民 税 の 課 税 額	市 町 村 民 税 の 課 税 額	合 計								
	普通徴収 ⑥	特別徴収 ⑦	計 ⑥+⑦ ⑧	普通徴収 ⑨	特別徴収 ⑩	計 ⑨+⑩ ⑪	普通徴収 ⑥+⑨ ⑫	特別徴収 ⑦+⑩ ⑬	計 ⑧+⑪ ⑫+⑬ ⑭		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	本 年 度 課 税 分	均 等 割 ⑮	所得割 ⑯	計 ⑮+⑯ ⑰	退職所得の分離課税に係る 所得割 ⑱	課 税 額 ⑰+⑱ ⑲	⑰のうち翌年度の収入となる べき額 ⑲	前年度課税分のうち本年度の 収入となるべき額 ⑲	本年度の収入となるべき額 ⑲-⑳+㉑ ㉒	加 算 金 過 不 重	県 民 税 の 合 計 額 円
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	区 分	普通徴収 ⑥	特別徴収 ⑦	計 ⑥+⑦ ⑧	普通徴収 ⑨	特別徴収 ⑩	計 ⑨+⑩ ⑪	普通徴収 ⑥+⑨ ⑫	特別徴収 ⑦+⑩ ⑬	計 ⑧+⑪ ⑫+⑬ ⑭	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	加 算 金 過 不 重	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	摘 要										

第 173 号様式その 3 (用紙日本工業規格 A 4) (第 75 条関係)

岐阜県知事様
(税務課)

年度 個人の県民税に係る徴収金の清算に関する報告書 (3 月 3 1 日現在)

第 年 月 日
県税事務所長

区	分	均等割のみの者 ①	所得割の 左 以 外 の も の		均等割及び所得割の者 ①	合 計 ①+②+③+④ ⑤
			所得 退職所得に係るもの ②	人		
納 税 義 務 者 数	普通徴収 特別徴収 計				人	人
区 分	県 民 税 の 課 税 額	市 町 村 民 税 の 課 税 額	合 計			
	普通徴収 ⑥	特別徴収 ⑦	計 ⑥+⑦ ⑧	普通徴収 ⑨	特別徴収 ⑩	計 ⑧+⑩ ⑪
	円	円	円	円	円	円
	本 年 度 課 税 分	均 等 割 ⑬				
	所得割 〔退職所得の分離 課税に係るものを 除く〕 ⑭					
	計 ⑮+⑯ ⑰					
	退職所得の分離課税に係る 所得割 ⑱					
課 税 額 ⑲+⑳ ㉑						
㉒のうち翌年度の収入となる べき額 ㉓						
前年度課税分のうち本年度収入額 ㉔						
本年度の収入となるべき額 ㉕-㉖+㉗ ㉘						
加 算 金	県 民 税 の 合 計 額	県民税及び市町村民税 の 合 計 額	滞 納 繰 越 分	区 分	県 民 税 加 算 金	県民税及び市町村民税の合計額 加 算 金
	円	円	円	3月31日現在	円	円
摘 要						

第 176 号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 77 条の 5、第 77 条の 6 関係）

							起 案	年	月	日
							決 裁	年	月	日
							通 知	年	月	日

県民税利子割更正・決定（加算金決定）等決議書

所在地	
-----	--

名称	
----	--

次のとおり更正（決定）し、通知してよろしいか。

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月	年	月	申告期限	年	月	日
利 子 種 別										
更正（決定）の理由										
本 税	区 分	課 税		非 課 税 等（支 払 額）						
		支 払 額（円）	税 額（円）	非 居 住 者・ 外 国 法 人（円）	そ の 他（円）					
	更正（決定）額 ①									
	既納付確定額 ②									
加 算 金	増 減 額 ①－②		③							
	区 分	対 象 税 額（円）	率（％）	加 算 金 額（円）	既納付確定額（円）	増 減 額（円）				
	過 少 申 告 加 算 金 （ 加 重 分 ）									
	不 申 告 加 算 金 （ 加 重 分 ）									
金 重 加 算 金	重 加 算 金									
				加 算 金 計		④				
通 知 納 期 限		年	月	日	納 入（付）す べ き 額 ③＋④			円		

備 考	
--------	--

法人番号

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百七十六号様式及び別記第百七十六号の二様式を次のように改める。

第 176 号の 2 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 77 条の 7 関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 図

県民税利子割更正・決定 (加算金決定) 等通知書

県民税利子割について、次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納入書 (納付書) によつて納めてください。

特別徴収義務者番号		課税番号		支払年月		申告期限	
利 子 種 別							
更正 (決定) の理由							
本 税	区 分	課 税		非 課 税 (支 払 額)			
		支 払 額 (円)	税 額 (円)	非居住者・外国法人 (円)	そ の 他 (円)		
	更正 (決定) 額 ①						
	既納付確定額 ②						
	増 減 額 ① - ②		③				
加 算 金	区 分	対 象 税 額 (円)	率 (%)	加 算 金 額 (円)	既納付確定額 (円)	増 減 額 (円)	
	過 少 申 告 加 算 金						
	(加 重 分)						
	不 申 告 加 算 金						
	(加 重 分)						
	重 加 算 金						
		加 算 金 計				④	
通 知 納 期 限		納 入 (付) す べ き 額 ③ + ④				円	
備 考	(延滞金の計算方法)						
	1 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.6パーセントの割合 (平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合) を乗じて計算します (その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、不足税額に年7.3パーセントの割合 (これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)) を乗じて計算します。						
	(審査請求)						
	2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。						
	(処分の取消しの訴え)						
	3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。						
	(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。						
	(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。						
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 177 号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 77 条の 12、第 77 条の 13 関係）

							起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
							通知	年 月 日

県民税配当割更正・決定（加算金決定）等決議書

所在地	
-----	--

名称	
----	--

次のとおり更正（決定）し、通知してよろしいか。

法人番号		課税番号		支払年月	年 月
旧法人番号		申告期限	年 月 日		
更正（決定）の理由					
特定配当等の種類					
本 税	区 分	課 税		非課税等（支払額）（円）	
		支 払 額（円）	税 額（円）		
	更正（決定）額 ①				
	既 納 付 確 定 額 ②				
	増 減 額 ①－②		③		
加 算 金	区 分	対 象 税 額（円）	率（％）	加 算 金 額（円）	既納付確定額（円）
	過 少 申 告 加 算 金 （ 加 重 分 ）				
	不 申 告 加 算 金 （ 加 重 分 ）				
	重 加 算 金				
	加 算 金 計				④
	通 知 納 期 限	年 月 日	納 入（ 付 ） す べ き 額 ③＋④		円

備 考	
--------	--

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百七十七号様式及び別記第百七十八号様式を次のように改める。

第178号様式（用紙日本工業規格A4）（第77条の14関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県岐阜県税事務所長 図

県民税配当割更正・決定（加算金決定）等通知書

県民税配当割について、次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納入書（納付書）によって納めてください。

課 税 番 号			支 払 年 月	年	月	申 告 期 限		
更 正 （ 決 定 ） の 理 由								
特 定 配 当 等 の 種 類								
本 税	区 分		課 税			非課税等(支払額)(円)		
			支 払 額 (円)		税 額 (円)			
	更 正 （ 決 定 ） 額 ①							
	既 納 付 確 定 額 ②							
	増 減 額 ①－②				③			
加 算 金	区 分	対象税額 (円)	率(%)	加算金額 (円)	既納付確定額 (円)	増 減 額 (円)		
	過 少 申 告 加 算 金							
	(加 重 分)							
	不 申 告 加 算 金							
	(加 重 分)							
	重 加 算 金							
		加 算 金 計				④		
通 知 納 期 限		納 入 （ 付 ） す べ き 額 ③ ＋ ④				円		
備 考	(延滞金の計算方法)							
	1 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算します（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、不足税額に年7.3パーセントの割合（これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算します。							
	(審査請求)							
	2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。							
	(処分の取消しの訴え)							
	3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。							
	（1）審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。							
	（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。							
	（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第 180 号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 77 条の 19、第 77 条の 20 関係）

							起案	年 月 日
							決裁	年 月 日
							通知	年 月 日

県民税株式等譲渡所得割更正・決定（加算金決定）等決議書

所在地	
-----	--

名称	
----	--

次のとおり更正（決定）し、通知してよろしいか。

法人番号		課税番号		支払年月	年 月			
旧法人番号		申告期限	年 月 日					
更正（決定）の理由								
本 税	区 分	課 税 (a)		還 付 (b)		非課税 (c)	合計 (a) - (b) + (c)	
		支払額 (円)	税 額 (円)	支払額 (円)	税 額 (円)	支払額 (円)	支払額 (円)	税 額 (円)
		更正（決定）額 ①						
		既納付確定額 ②						
増減額 ① - ②							③	
加 算 金	区 分	対 象 税 額 (円)	率 (%)	加 算 金 額 (円)	既 納 付 確 定 額 (円)	増 減 額 (円)		
	過 少 申 告 加 算 金							
	(加 重 分)							
	不 申 告 加 算 金							
	(加 重 分)							
	重 加 算 金							
		加 算 金 計				④		
通知納期限		年 月 日	納 入 (付) す べ き 額 ③ + ④			円		
備 考								

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百八十号様式及び別記第百八十号の二様式を次のように改める。

第 180 号の 2 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 77 条の 21 関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県岐阜県税事務所長 印

県民税株式等譲渡所得割更正・決定 (加算金決定) 等通知書

県民税株式等譲渡所得割について、次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納入書 (納付書) によって納めてください。

課税番号		支払年月		申告期限				
更正 (決定) の理由								
本 税	区 分	課 税 (a)		還 付 (b)		非課税 (c)	合計 (a) - (b) + (c)	
		支払額 (円)	税 額 (円)	支払額 (円)	税 額 (円)	支払額 (円)	支払額 (円)	税 額 (円)
	更正・決定額①							
	既納付確定額 ②							
	増 減 額 ① - ②							③
加 算 金	区 分	対象税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)	既納付確定額 (円)	増 減 額 (円)		
	過 少 申 告 加 算 金							
	(加 重 分)							
	不 申 告 加 算 金							
	(加 重 分)							
	重 加 算 金							
		加 算 金 計				④		
通知納期限		納 入 (付) す べ き 額 ③+④				円		
備 考	(延滞金の計算方法)							
	1 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年14.6パーセントの割合 (平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合) を乗じて計算します (その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、不足税額に年7.3パーセントの割合 (これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)) を乗じて計算します。							
	(審査請求)							
	2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。							
	(処分の取消しの訴え)							
	3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。							
	(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。							
	(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。							
	(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。							

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

別記第百八十一号様式及び別記第百八十二号様式を次のように改める。

第 181 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 80 条関係)

個人事業税 賦課決定 (賦課変更) 決議書 本書のとおり決議してほしいか。										決 議 番 号		第 号		
										起 案 年 月 日		年 月 日		
										決 議 年 月 日				
決										納 税 通 知 書 発 行 日				
住所・氏名等										納期限		第 1 期		
												第 2 期		
												随 時		
区 分				件 数 (件)		課税標準額 (千円)				税 額 (円)				
年度				第 1 期										
				第 2 期										
				随 時										
現年度分				随 時										
過年度分				随 時										
備 考														

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第182号様式 (用紙日本工業規格A 4) (第80条関係)

作成

事務所			個人事業税 賦課決定(賦課変更)明細表													調 定 年 月 日				納 第1期		第2期	
																期		時					
課税番号			氏 名		住 所		業 種 名		国 自		国 申		分 割		減 免 理		雇 業 日		第2期納期				
納税者番号																							
個人番号																							
所得年	区 分	差引	所得金額	円	課税標準額	千円	率	年税額	円	減免額	円	税 額	円	1 期	2 期	随 時	事業主控除額	円	専従者給与(控除)額	円			
	確定額																		人				
	既確額																		人				
	差 引																		人				
課税番号			氏 名		住 所				業 種 名		国 自		国 申		分 割		減 免 理		雇 業 日				
納税者番号																							
個人番号																							
所得年	区 分	差引	所得金額	円	課税標準額	千円	率	年税額	円	減免額	円	税 額	円	1 期	2 期	随 時	事業主控除額	円	専従者給与(控除)額	円			
	確定額																		人				
	既確額																		人				
	差 引																		人				
課税番号			氏 名		住 所				業 種 名		国 自		国 申		分 割		減 免 理		雇 業 日				
納税者番号																							
個人番号																							
所得年	区 分	差引	所得金額	円	課税標準額	千円	率	年税額	円	減免額	円	税 額	円	1 期	2 期	随 時	事業主控除額	円	専従者給与(控除)額	円			
	確定額																		人				
	既確額																		人				
	差 引																		人				
課税番号			氏 名		住 所				業 種 名		国 自		国 申		分 割		減 免 理		雇 業 日				
納税者番号																							
個人番号																							
所得年	区 分	差引	所得金額	円	課税標準額	千円	率	年税額	円	減免額	円	税 額	円	1 期	2 期	随 時	事業主控除額	円	専従者給与(控除)額	円			
	確定額																		人				
	既確額																		人				
	差 引																		人				
課税番号			氏 名		住 所				業 種 名		国 自		国 申		分 割		減 免 理		雇 業 日				
納税者番号																							
個人番号																							

別記第百八十二号の様式中

所	長	担当課長	係	長	係	員	主
---	---	------	---	---	---	---	---

任	を						に	決	議	番
---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---

号	第	号	を	決	議	番	号	第	号	個人番号	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---

に改める。

別記第百八十三号様式その一から別記第百八十四号様式までを次のように改める。

第183号様式その1 (用紙日本工業規格A4) (第81条関係)
(表面)

岐阜県 個人事業税納税通知書

個人事業税について、地方税法第72条の2及び岐阜県税条例第38条の規定により次のとおり賦課しましたので、納期限までに納めてください。

課税番号

樣

課税年度	事業年
業種	
税率	課税標準額
%	円
%	課税済額
%	減免等額
%	差引税額
	円

納付内訳		
区分		
納付控額	円	円
納期限		
年度	税額	円
	延滞金	円
	合計	円

(先合せ問・人出差)

様

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。この書面は、領収証書等とともに大切に保存してください。

77 岐阜県納入済通知書()

77		岐阜県納入済通知書		)		公		通称品料査 用人名異担			
加入者名	役務機関 番号	口座記号 番号	納付番号	全額 金額	全額 課税額	納付 区分	納付 金額	円			
納付期日		年度	登録番号					OCH-ID			

33

[illegible][illegible]

岐阜県 領收証書

課税番号			
納付番号			
健診番号			
年度			
税目			
事務所			
納付(納入)する額			
税額	納付区分	区分	
延滞金			
加算金			
合計			

上記金額を領収しました。

領収印付印	収入印紙不要
-------	--------

ゆうちょ銀行・郵便局で納付された場合は、領収証書に代えて払込金受領書が交付されます。

備考第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）となります。）となります。 (督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。 (滞納処分) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。 (審査請求) この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところ	により、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 （処分の取消しの訴え） 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができ、なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。
(納付場所) 納付場所は、次のとおりです。 ○ 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。） サークルK サンクス セブンイレブン デイリーヤマザキ フレミリーマー ト ミニストップ ヤマザキスベシヤルパートナーシップ ローション 備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク  印字がある場合は、上記の金融機関の Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。 2 Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。 3 Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。 ※ 領収証書は後日のため大切に保存してください。	

(表面)

個人事業税について、地方税法第72条の2及び岐阜県税条例第38条の規定により次のとおり賦課しますので、通知します。

蘇

課税年度	事業年
業種	
税目	課税標準額
%	課税済額
%	減価等額
%	差引税額

附件内訳		
区分		
納付総額	円	円
納期限		

		税額	円
口座 番号	金融機関名		
	預金種別		
		口座番号	

納期前に入口座から振替がなされます。口座番号は、前表示になっています。
 納期不足にご注意ください。

残高不足にご注意ください。

この書面は、大切に保存してください。

77		岐阜県納入済通知書（ ）		公		 通知書交付章 取入票用欄	
加入者名		口座記号 番号		会社 名称		納入 区分	
受給開始 番号		納入番号		税額 番号			
納付期間		年度	決算番号			O-P-ID	
				円			

加入者名			
口座記号 番号			
納付番号			
随段番号		納付区分	

33

本票により納付していただく税額はありません。

[illegible][illegible]

この受領証は、大切に保管してください。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(裏面)

第183号様式その1裏面に同じ。

領収証書		16	
取引番号			
得意番号		納付区分	
年度		区分	
税目			
事務所			
納付納入する額			
合計			
税額	円		
延滞金	円		
加算金	円		

岐阜県 領收証書

納付番号		
領附番号		納付区分
年度		区分
税目		
支払期日		

* 上記金額を領収した。*
岐阜県

領收印付印

に代えて払込金受領書が交付されます。

(納税者保管)

(表面)

個人事業税の第2期分の納税について、次のとおりお知らせしますので、納期限までに納めてください。

樣

課税年度	事業年	
税額	円	
納期限		
年度	税額	円
	延滞金	円
	合計	円

(差出人・問合せ先)

通常私込料金
加入者負担

加入者名	口座記号	全額金額	印付区分		印
収付機関番号	印付番号	増設番号			
納期	年度	登録番号	QR-ID		

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。この書面は、領収証書等とともに大切に保存してください。

33

[illegible]

5. 味法へて在時分は何時の間に當 ☐

通常品料金 加入金負担 繰上金(前年度)東 部、北支店、南支店 振込金未納額					
加入者名					
口座番号					
銀行番号					
建替番号					
税目	納入区分				
納期限					
控 制 票					
延滞金					円
加算金					円
合計金額					円
納付者氏名					
納付印					
納入内容					
O/S取付け済本社					
領収書住所					
取り立ての依頼事項					
取り立ての旨					
金融機関等/ O/S取付け済					
領収日付印					

この受領証は、大切に保管してください。

やうぢや銀行・郵便局でお支払の場合は、左側の2枚のみお出しください。

岐阜県 領收証書

課税番号		年	
納付番号			
確認番号	納付区分		
年度	区分		
税目			
事務所			
納付(納入)する額	税額	円	
	延滞金	円	
	加算金	円	
合計		円	

上記金額を領収しました。
岐阜県

領収目付印
収入印紙不要

ゆうちょ銀行・郵便局で納付された場合は、領収証書に代えて払込金受領書が交付されます。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）となりまし。 (督促) 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を發します。 (滞納処分) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法に定める各税目の徴収金の滞納処分に係る規定及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。	
(納付場所) 納付場所は、次のとおりです。 ○ 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗（個人事業税又は不動産取得税のうちその納付額が30万円以下のもので、表面に納付用のバーコードが印刷されているものに限ります。） - サークル サンクス セブンイレブン デイリーヤマザキ フレミリーマート ミニストップ ヤマザキバスバールバートナシヨウロ ローソン 備考 1 Pay-easy（ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のPay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。 2 Pay-easy（ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。 3 Pay-easy（ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。 ※ 領収証書は後日のため大切に保存してください。	

第 183 号の 2 様式その 2 (用紙日本工業規格 A 4) (第 81 条関係)

(表面)

岐阜県 個人事業税納税のお知らせ(口座振替用)

個人事業税の第 2 期分の納税について、次のとおりお知らせします。

様

課税番号

様

〒	市町村	番	号
〒			
口座	金融機関名	税額	円
振替	預金種別	口座番号	

納税期に上記口座から自動納付を行います。口座番号は一般非表示になっています。
納税期に上記口座から自動納付を行います。口座番号は一般非表示になっています。

この票は、大切に保管してください。

77 岐阜県納入済通知書 () 公 通税収込算書

加入者名	口番記号	合計	通税収込算書
税額	納付番号	税額	加入者負担
納税期		納付区分	円
	登録番号	納付区分	納付区分
		納付区分	納付区分

33 本票により納付していただく税額は
ありません。

課税番号	加入者名	口番記号	合計	通税収込算書
税額	納付番号	税額	加入者負担	円
納税期		登録番号	納付区分	納付区分
		納付区分	納付区分	納付区分

加入者名	口番記号	合計	通税収込算書
税額	納付番号	税額	加入者負担
納税期		登録番号	納付区分
		納付区分	納付区分

岐阜県 領収証書

課税番号	加入者名	口番記号	合計	通税収込算書
税額	納付番号	税額	加入者負担	円
納税期		登録番号	納付区分	納付区分
		納付区分	納付区分	納付区分

課税番号	加入者名	口番記号	合計	通税収込算書
税額	納付番号	税額	加入者負担	円
納税期		登録番号	納付区分	納付区分
		納付区分	納付区分	納付区分

上記金額を領収し支払う
岐阜県

課税番号	加入者名	口番記号	合計	通税収込算書
税額	納付番号	税額	加入者負担	円
納税期		登録番号	納付区分	納付区分
		納付区分	納付区分	納付区分

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。
(裏面)

第 183 号の 2 様式その 1 裏面に同じ。

第 184 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 81 条関係)

第 年 月 日 号

様

岐阜県 県税事務所長 印

個人事業税減額通知書

個人事業税について、地方税法第 72 条の 2 及び岐阜県税条例第 38 条の規定により次のとおり減額しましたので、通知します。

課税年度		事業年		課税番号			
区分	税率	課税標準額	年 税 額	減 免 額	納 期 の 区 分		
					第一期	第二期	随 時
確 定 税 額 (1)	%	円	円	円	円		円
既 確 定 額 (2)	%	円	円	円	円	円	円
差 引 税 額 (1)－(2)	%	円	円	円	円	円	円

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

別記第百九十一号様式中

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任
-----	------	-----	-----	-----

を

--	--	--	--	--

に

所 在 地	
-------	--

を

課 税 番 号	
事 業 年 度	年 月 日 年 月 日

所 在 地

所 在 地	
-------	--

課 税 番 号	
法 人 番 号	
事 業 年 度	年 月 日 年 月 日

に

「法人名称」を「法人名称」

に

申

告処理名称	申 告 処 理 年 月 日
-------	---------------

を

申 告 処 理	申告日又は更正決
---------	----------

定決議日

に改める。

別記第百九十二号の二様式を次のように改める。

[illegible][illegible]

別記第百九十三号様式中

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任
-----	------	-----	-----	-----

を

--	--	--	--	--

に

課 税

番 号		を	課 税 番 号 / 法 人 番 号	
-----	--	---	-------------------	--

に

法 人 名	資本金額又は出資金額	資本金積立金額
-------	------------	---------

を

法 人 名	資本金額又は出資金額	資本金及び準備金合算額	資本金等の額
-------	------------	-------------	--------

に「あった」を「あった」に改める。

別記第百九十六号様式及び別記第百九十七号様式を次のように改める。

様

岐阜県 県税事務所長 印

法人税額等通知書＜市町村税の法人税割に係る課税標準額等の通知書＞

地方税法第63条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

[illegible]

第197号様式（用紙日本工業規格A4）（第91条、第92条関係）

							起 案	年 月 日
							決 裁	年 月 日

法人の 県民税 更正・決定(加算金決定)等決議書
事業税

所在地	
法人名	

この通知により 納付すべき税額等 (11)+(28)+(34)	円	通知納期限 年 月 日	この通知により 減少する税額等 (11)+(28)+(34)	円
---------------------------------------	---	----------------	--------------------------------------	---

課税番号	事業年度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理	資本金及び準備金合算額
	年 月 日 から	処理区分	通知納期限	決議年月日		資本金等の額
	年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
区 分		更 正 ・ 決 定 額			既納付確定額	増 減 額
		課 税 標 準 額	税率(%)	税 額		
県 民 税 分	課税標準となる法人税額の総額	(1)				
	本県分の課税標準となる法人税額	(2)				
	外国の法人税等の額の控除額	(3)				
	仮装経理に基づく控除額	(4)				
	利子割額の控除額	(5)				
	差引法人税割額 (2)-(3)-(4)-(5)	(6)				
	租税条約の実施に係る控除額	(7)				
	過大であった既還付請求利子割額	(8)				
	納付すべき法人税割額 (6)-(7)-(8)	(9)				
	均等割額	(10)				
	計 (9)+(10)	(11)				
事 業 税 分	所得又は清算所得の総額	(12)				
	万円以下の金額	(13)				
	万円以下の金額	(14)				
	万円超（清算）の金額	(15)				
	計 (13)+(14)+(15)	(16)				
	軽減不適用の金額	(17)				
	付加価値額の総額	(18)				
	付加価値額	(19)				
	資本金等の額の総額	(20)				
	資本金等の額	(21)				
	収入金額の総額	(22)				
	収入金額	(23)				
	計 (16)+(17)+(19)+(21)+(23)	(24)				
	仮装経理に基づく控除額	(25)				
	租税条約の実施に係る控除額	(26)				
	差引計 (24)-(25)-(26)	(27)				
	繰越欠損金額等の当期控除額	(28)				
区 分	対 応 税 額	率 (%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増減額	
過少申告加算金	(29)					
(加重対象分)	(30)					
不申告加算金	(31)					
(加重対象分)	(32)					
重加算金	(33)					
計 (29)+(30)+(31)+(32)+(33)	(34)					
区 分		更 正 ・ 決 定 額			既 納 付 確 定 額	増 減 額
利 子 割 額	利子割額					
	利子割額の控除額					
	控除しきれなかった額					
	既に還付を請求した額					
分 割 基 準	過大であった既還付請求利子割額					
	県 民 税	事 業 税				
	従 業 者 数	1 (従業員数等)	2 (その他)			
	本 県 分					
	総 数					
	売 上 高 総 数	軌道又は鉄道				

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第199号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第92条関係）

別記第百九十九号様式を次のように改める。

							起案	年 月 日
							決裁	年 月 日

法人の事業税加算金決定等決議書

所在地	
法人名	

処 理					
この通知により		通知納期限		この通知により	
納付すべき加算金額		年 月 日		減少する加算金額	
(1) + (2) + (3) + (4) + (5)		円		(1) + (2) + (3) + (4) + (5)	

課 税 番 号	事 業 年 度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理	資本金及び準備金合算額
		年 月 日	年 月 日	年 月 日		
法 人 番 号	年 月 日から	処理区分	通知納期限	決議年月日		資 本 金 等 の 額
	年 月 日まで	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
区 分	対 応 税 額	率 (%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額	
過 少 申 告 加 算 金 (1)						
(加 重 対 象 分) (2)						
不 申 告 加 算 金 (3)						
(加 重 対 象 分) (4)						
重 加 算 金 (5)						

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 201 号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 93 条関係）
（表面）

第 号
年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

法人の 県民税 更正・決定(加算金決定)等通知書
 事業税

貴法人の県民税・事業税について、地方税法第 55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46及び第72条の47の規定により更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。
なお、納付すべき金額及び「延滞金の計算方法」によって計算した延滞金額を合わせて通知納期限までに別添納付書によって指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納付してください。

この通知により 納付すべき金額 (11) + (27) + (34)	円	通知納期限 年 月 日
--	---	----------------

課 税 番 号	事 業 年 度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理	資本金及び準備金合算額
		処理区分	通知納期限	決議年月日		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	年 月 日	資本金等の額
区 分		更 正 ・ 決 定 額			既 納 付 確 定 額	増 減 額
県 民 税 分	課税標準となる法人税額の総額	(1)	課 税 標 準 額	税率(%)	税 額	
	本県分の課税標準となる法人税額	(2)				
	外国の法人税等の額の控除額	(3)				
	仮装経理に基づく控除額	(4)				
	利子割額の控除額	(5)				
	差引法人税割額	(2) - (3) - (4) - (5)				
	租税条約の実施に係る控除額	(7)				
	過大であった既還付請求利子割額	(8)				
	納付すべき法人税割額	(6) - (7) - (8)				
	均等割額	(10)				
	計	(9) + (10)				
事 業 税 分	所得又は清算所得の総額	(12)				
	万円以下の金額	(13)				
	万円以下の金額	(14)				
	万円超（清算）の金額	(15)				
	計	(13) + (14) + (15)				
	軽減不適用の金額	(17)				
	付加価値額の総額	(18)				
	付加価値額	(19)				
	資本金等の額の総額	(20)				
	資本金等の額	(21)				
	収入金額の総額	(22)				
	収入金額	(23)				
	計	(16) + (17) + (19) + (21) + (23)				
	仮装経理に基づく控除額	(25)				
	租税条約の実施に係る控除額	(26)				
	差引計	(24) - (25) - (26)				
	繰越欠損金額等の当期控除額	(28)				
区 分		対 応 事 業 税 額	率 (%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額
過少申告加算金		(29)				
(加重対象分)		(30)				
不申告加算金		(31)				
(加重対象分)		(32)				
重加算金		(33)				
計 (29) + (30) + (31) + (32) + (33)		(34)				
区 分		更 正 ・ 決 定 額		既 納 付 確 定 額	増 減 額	
利 子 割 額	利子割額					
	利子割額の控除額					
	控除しきれなかった額					
	既に還付を請求した額					
分割基準	過大であった既還付請求利子割額					
	県 民 税	事 業 税				
	従 業 者 数	1 (従業員数等)	2 (その他)	備 考		
	本 県 分					
	総 数					
	売 上 高 総 数		軌道又は鉄道			

裏面をご覧ください。

別記第二百二号様式から別記第二百三号様式までを次のように改める。

(裏面)

(延滞金の計算方法)

- 1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間（延滞金控除期間を除く。）の日数に応じ、不足税額（その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年 14.6 パーセントの割合（平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算します（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、不足税額に年 7.3 パーセントの割合（これらの期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間について当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間について特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合は、年 7.3 パーセントの割合））を乗じて計算します。
- 2 納期限延長の承認を受けた法人の当該延長期間については、不足税額に年 7.3 パーセントの割合（これらの期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間について当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合、平成 26 年 1 月 1 日以後の期間について当該特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合の割合。ただし、当該延長期間中同号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる期間においては、当該商業手形の基準割引率に連動して定められる割合）となります。

(審査請求)

- 3 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 4 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 202 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 93 条関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

法人の事業税加算金決定等通知書

貴法人の事業税について、地方税法第 72 条の 46 及び第 72 条の 47 の規定により加算金の決定をしましたので通知します。

なお、納付すべき金額を通知納期限までに別添納付書によつて指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納付してください。

この通知により			
納付すべき加算金額		通知納期限	
(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	円		

課 税 番 号	事 業 年 度	申告区分	申告期限	申告年月日	税務官署の処理	資本金及び準備金合算額
			年 月 日	年 月 日		
	年 月 日から 年 月 日まで	処理区分	通知納期限	決議年月日		資本金等の額
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	
区 分	対応事業税額	率 (%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増減額	
過 少 申 告 加 算 金 (1)						
(加 重 対 象 分) (2)						
不 申 告 加 算 金 (3)						
(加 重 対 象 分) (4)						
重 加 算 金 (5)						

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

[illegible]

法人の県民税・事業税申告承認書

所在地

法人名

課税番号	事業年度	申告年月日
	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日

備考 1 調査書を添付すること。
2 申告区分別を作成すること。

第206号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第95条関係）

第 号

年 月 日

知事 様

岐阜県 県税事務所長 印

法人 県民税 事業税
に係る課税標準額等について（通知）

このことについて、次のとおり通知します。

法人名 (法人課税信託の名称)				事業年度又は 連結事業年度		年 月 日 から 年 月 日 まで		
主たる 事務所等 の所在地				資本金の額又は 出資金の額 (解散時)		円		
				資本金の額及び資本 準備金の額の合算額		円		
				資本金等の額		円		
申告年月日				申告区分		災害等延長の申告期限		
確定 年 月 日		修正 年 月 日				年 月 日		
処理区分		処理年月日		法人区分		申告期限延長月数		
		年 月 日		法 7 2 条 の 適用		事業税 月 県民税 月		
税務官署の申告区分及び申告年月日				税務官署の処理区分及び通知年月日				
		年 月 日				年 月 日		
課 税 標 準 の 総 額	法 人 事 業 税	所 得 金 額	年 万円以下	円	(使途秘匿金税額等) 法人税額		円	
			年 万円超 万円以下	円			円	
			金	年 万円超	円	加重対象所得金額	円	
				計	円	加重対象付加価値額	円	
				軽減税率不適用 法人の金額	円	加重対象資本金等の額	円	
		業 税	付 加 価 値 額	円	備考	過少申告加算金徴収 不申告加算金徴収		
			資 本 金 等 の 額	円		税務官署の加算税処理状況		
			収 入 金 額	円	加算税	過少申告加算税	円	
			繰越欠損金の控除額	円	加重算税		円	
			分 割 基 準	関 係 都 道 府 県 の 地	法人事業税		法人県民税	
(人、円、Km)		(所、人)			(人)			
分割都道府県数								
そ の 他	法人税割額から 控除すべき外国 税額の総額	都道府県民税分	円	軌道又は鉄道の 売上高の他の部 門の売上高	軌道又は鉄道の 売上高	円		
	補正後の 従業者数の総数	都道府県民税分	人	売上高	その他の部 門の売上高	円		
	市町村民税分	人						
備 考	法人番号 課税番号		仮 装 経 理	対象所得金額	円			
				対象付加価値額	円			
				対象資本金等の額	円			
				対象収入金額	円			
				対象法人税額	円			
			租 税 条 約	対象所得金額	円			
				対象付加価値額	円			
				対象資本金等の額	円			
				対象収入金額	円			
				対象法人税額	円			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二百六号様式を次のように改める。

第212号様式（用紙日本工業規格A4）（第99条関係）

不動産取得税賦課変更決議書

決議番号				個人番号又は法人番号		
起案日	年	月	日	決議日	通知日	
主たる納税者	住所 (所在地)					
	氏名 (名称)					
	電話番号			持分		
物件情報	所在地					
	不動産区分		取得区分		取得原因	
	用途・地目				建物構造	
	面積				評価額	
課税情報	課税番号				申告処理	
	課税年度				減額等事由	
	申請日				税率	
税額内容	区分	課税標準額(円)	税額(円)		減額等額(円)	差引税額(円)
	前回					
	確定額					
	差引額					
連帯納税義務者	住所	氏名		持分		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二百十一号様式その二を削り、同様式その一を別記第二百十一号様式とする。
別記第二百十二号様式を次のように改める。

第216号様式 (用紙日本工業規格A4) (第100条関係)
(表面)

不動産取得税について、地方税法第73条の2及び岐阜県税条例第52条の規定により次のとおり賦課しましたので、納期限までに納めてください。

様

[illegible]

(差出人・問合せ先)

下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。この書面は、領収証書等とともに大切に保存してください。

通常払込料金
加入者負担

加入者名				合計 金額			F
受給期間 番号	口座振込 番号	納付番号	記録番号	記録 番号	納付 区分		
納附票						OCR-ID	

33[illegible]

公司

加入者名			
口座記号 番 号			
納付番号			
確認番号	納付区分		

[illegible]岐阜県 領收証書

納付番号		
確認番号	納付区分	
年度	区分	
税目		

納付(納入)する額	税 額	円
	延滞金	円
	加算金	円
合 計		円

上記金額を領収しました。

領收日付印	收入印紙不要
-------	--------

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。
(裏面)

第183号様式その1裏面に同じ。

第217号様式（用紙日本工業規格A4）（第100条関係）

第 号
年 月 日

様

課税番号

岐阜県 県税事務所長 印

不動産取得税減額通知書

年 月 日付けで申請のあつた不動産取得税の減額について、下記のとおり決定したので通知します。

課税年度	納期限	不動産区分	取得者数

価格等	円	円
控除額	円	円
課税標準額	円	円
税率	%	%
税額	円	円
減額	円	円
差引税額	円	円
確定税額 (a)		円
既確定税額 (b)		円
減額する額 (b)-(a)		円
物件の所在地等		

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （１）審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

別記第二百十七号様式を次のように改める。

別記第二百十八号様式及び別記第二百十九号様式を次のように改める。

第218号様式及び第219号様式 罰則

別記第二百二十号様式中

課	長	管理調整監	係	長	係	員	主
---	---	-------	---	---	---	---	---

任	を					
---	---	--	--	--	--	--

に

納 税 者	住 所	又 所 在 地	は 地 名 又 称
	氏 名	又 氏 名	

を

納 税 者	住 所	又 所 在 地	は 地 名 又 称
	氏 名	又 氏 名	
	個人番号又は法人番号	又 個人番号又は法人番号	

に

「本 税 ①」

「本 税 ①」を (旧3級品以外) に改める。
(旧 3 級 品)」

別記第二百二十号様式中

課	長	管理調整監	係	長	係	員
---	---	-------	---	---	---	---

主 任 を

納 税 者	住 所	又 所 在 地	は 地 名 又 称
	氏 名	又 氏 名	

を

に改める

納 税 者	住 所	又 所 在 地		
	氏 名	又 氏 名		
	個人番号又は法人番号			

を。

「本 税 ①」

別記第二百二十五号様式中「本 税 ①」を (旧3級品以外) に 「その全額又は端数金額」 (旧 3 級 品)」

額が2,000円未満であるとき、又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額」を「その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額」に 「その全額が1,000円未満であるとき、又は100円未満の端数があるとき、又はその全額又は端数金額」を「その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額」に改める。

別記第二百二十五号様式なら別記第二百十八号様式までを次のように改める。

第 225 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 115 条関係)

							起 案	年 月 日
							決 裁	年 月 日
自動車取得税更正・決定等決議書								
申告事由		今 回			累 計			
		件 数	課税標準額	税 額	件 数	課税標準額	税 額	
非課税	自動車							
	軽自動車							
	合 計							
免税点以下	自動車							
	軽自動車							
	合 計							
増額調定分	自動車	現金徴収(申告納付分)						
		修正申告						
		更正						
		決定						
		その他						
		小計 ①						
	軽自動車	現金徴収(申告納付分)						
		修正申告						
		更正						
		決定						
		その他						
		小計 ②						
	合計 ③							
	減額調定分	自動車	課税免除					
減免			身障等、戦傷					
			公的、構造、公益					
			その他					
更正								
その他								
小計 ④								
軽自動車		課税免除						
		減免	身障等、戦傷					
			公的、構造、公益					
			その他					
		更正						
	その他							
小計 ⑤								
合計 ⑥								
総合計(③-⑥)								
加算金	過少申告加算金							
	不申告加算金							
	重加算金							

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

作成年月日：

[illegible]

第 227 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 116 条関係)

自動車取得税更正・決定 (加算金決定) 等通知書

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

様

第 年 月 日 号

岐阜県自動車税事務所長 印

自動車取得税について、地方税法第129条、第132条及び第133条の規定により次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知書に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によって納めてください。

登録番号		登録年月日			
区 分	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額		
課税標準額	千円	千円	千円		
税 率					
税 額	円	円	円		
	計算の基礎となる税額	率	確 定 額	既 確 定 額	差 引 増 減 額
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円	円	円
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)					
重 加 算 金					
通 知 納 期 限				加算金計	
摘 要				納付すべき額	

(延滞金の計算方法)

- 1 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算します（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、不足税額に年7.3パーセントの割合（これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合、平成26年1月1日以後の期間については特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算します。

(審査請求)

- 2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- (処分の取消しの訴え)
- 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第 228 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 116 条関係)

自動車取得税加算金決定等通知書

第 号
年 月 日

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

様

岐阜県自動車税事務所長 印

自動車取得税について、地方税法第 1 3 2 条及び第 1 3 3 条の規定により、次のとおり加算金を決定したので通知します。

この通知書に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。

							登録番号	登録年月日
区 分	確 定 額			既 確 定 額			差引増減額	
	税額	率	加算金額	税額	率	加算金額		
過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)	円		円	円		円	円	
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)								
重 加 算 金								
加算金の計算基礎							加算金計	
申告等区分	申告						納付すべき額	
申告等年月日			摘 要					
税額	円							
通知納期限								

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 238 号の 2 様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 125 条の 6 関係）

軽油引取税使用済免税証整理票()

課 税 番 号

登録特別徴収 義務者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称)				
	個人番号又は 法人番号				
免税証の種類	枚数 (枚)	数量 (リットル)	免税証の種類	枚数 (枚)	数量 (リットル)
1リットル券			100リットル券		
5リットル券			200リットル券		
10リットル券			500リットル券		
18リットル券			1,000リットル券		
20リットル券			5,000リットル券		
50リットル券			10,000リットル券		
			合 計		

[illegible]

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

別記第二百三十八号の二様式を次のように改める。

別記第二百三十八号の四様式中

所	長	担当課長	係	長	係	員	主
---	---	------	---	---	---	---	---

任を

--	--	--	--	--

に

納税特別徴

者又は徴収義務者	住所	又は所在地	
	氏名	又は称	

を

納税特別

者又は徴収義務者	住所	又は所在地	
	氏名	又は称	
	個人番号又は法人番号		

に「L」

を「L」に改める。

別記第二百三十八号の五様式中

所	長	担当課長	係	長	係	員	主
---	---	------	---	---	---	---	---

任を

--	--	--	--	--

に

納税特別徴

納税特別

を

者又は徴収義務者	住所	又は所在地	
	氏名	又は称	

に改める。

者又は徴収義務者	住所	又は所在地	
	氏名	又は称	
	個人番号又は法人番号		

別記第二百三十八号の六様式を次のように改める。

第 238 号の 6 様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 125 条の 14 関係)

第 号
年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

軽油引取税更正・決定 (加算金決定) 等通知書

軽油引取税について、次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納入書 (納付書) によって納めてください。

年 月		課 税 番 号		事 業 者 コー ド	
特別徴収義務者 又は納税者	住所又は 所在地				
	氏名又は 名称				
区 分	課税標準量 (L)	税率 (円)	確 定 額 (円)	既 確 定 額 (円)	増 減 額 (円)
本 税 ①					
区 分	対象税額 (円)	率 (%)	加 算 金 額 (円)	既 確 定 額 (円)	増 減 額 (円)
過 少 申 告 加 算 金 ② (通常対象分)					
不 申 告 加 算 金 ③ (通常対象分)					
重 加 算 金 ④					
通 知 納 期 限			納 入 (付) す べ き 額		円
		① + ② + ③ + ④			
更正・決定の理由					
備 考	(延滞金の計算方法) 1 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額 (その額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年 14.6 パーセントの割合 (平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合) を乗じて計算します (その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセントの割合 (これらの期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間について当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合。平成 26 年 1 月 1 日以後の期間について特例基準割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合は、年 7.3 パーセントの割合)) となります。 (審査請求) 2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え) 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。)) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

第 245 号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 128 条、第 131 条関係）

別記第二百四十一号様式から別記第二百四十四号様式までを次のように改める。
第241号様式から第244号様式まで 削除

別記第二百四十五号様式を次のように改める。

							起案	年 月 日	
							決裁	年 月 日	
自動車税賦課決定等決議書									
申告事由			今 回		累 計				
			件 数	税 額	件 数	税 額			
非 課 税	定 期								
	申 告								
増 額	普通徴収	定 期							
		随 時							
	現金徴収(申告納付分)								
	免 除 取 消								
	減 免 取 消								
	保 留 取 消								
	賦課(訂正)増								
	小 計 ①								
	減 額	課税免除	定 期						
			随 時						
減 免		一括	身障等、戦傷						
			公的、構造、公益						
		随時	身障等、戦傷						
			公的、構造、公益						
		商品中古車							
		そ の 他							
課税保留		定 期							
		随 時							
課税取消		定 期							
		随 時							
抹 消									
除 却									
賦課(訂正)減									
課税から非課税									
そ の 他									
小 計 ②									
合 計 ① - ②									

備考 第 8 号様式備考は、この様式について準用する。

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

[illegible]

(裏面) (延滞金) 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）となります。）（督促） 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を發します。 (滞納処分) 督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。 (審査請求) この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え) 処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1） 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	(納付場所) 納付場所は、次のとおりです。 ○ 岐阜県内の普通銀行（ゆうちょ銀行を除く。）、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所 ○ 岐阜県外の大垣共立銀行及び十六銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店 ○ ゆうちょ銀行の本店、支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局 ○ 次に掲げるコンビニエンスストア又はMMK端末を設置する店舗 サークルK サンクス セブンイレブン デイリーヤマザキ フアミリーマート ミニストップ ヤマザキスベジタルパートナージュ ローソン 備考 1 P a y - e a s y （ペイジー）マーク「」印字がある場合は、上記の金融機関のP a y - e a s y （ペイジー）に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATM（現金自動預払機）等を利用して納付することができます。 2 P a y - e a s y （ペイジー）で納付された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記の金融機関等の窓口で納付してください。 3 P a y - e a s y （ペイジー）がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。 ※ 領収証書は後日のため大切に保存してください。
---	--

第 247 号様式その 2 (用紙 縦 115 ミリメートル 横 182 ミリメートル) (第 132 条関係)
(表面)

岐阜県

自動車税納税通知書(口座振替用)

次のとおり地方税法第145条及び岐阜県税条例第72条の規定により賦課しましたので、通知します。

岐阜県自動車税事務所長 印

様

年度自動車税	
登録番号	
納期限	
課税年度	年度
課税対象年度	年度
区分	

税額(税率)	円
減免額	円
既納付額	円
差引納付すべき税額	円
摘要	

口座振替金融機関名	
口座振替預金種別	
口座振替口座番号	

口座番号は、一部非表示になっています。

口座振替日は、右記納期限となります。

口座振替は自動車ごとに登録しています。自動車の買換えをされたとき又は口座の変更・解約をされたときは、必ず口座振替金融機関において取消し及び再依頼を行ってください。

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(口座振替)

この自動車税は、あなたのご指定になった金融機関の預貯金口座から自動的に振替納税され、領収証書は金融機関から送られることになっていますので、この納税通知書により通知する税額が振替できるだけの預貯金が口座に準備されているか、納期限の数日前にお確かめください。なお、納期限までに当該車両を抹消又は県外移転した場合でも全額振替しますが、過納分につきましては後日還付します。

(延滞金)

納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセントの割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めてください。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合））となります。

(督促)

納期限までに税金が完納されないときは、納期限後50日以内に督促状を發します。

(滞納処分)

督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、地方税法第167条及び岐阜県税条例第16条の規定により滞納処分をすることがあります。

(審査請求)

この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[illegible]

(表面)

[illegible]

別記第二百五十号様式中

課	長	管理調整監	係	長	係	員	主
---	---	-------	---	---	---	---	---

任	を					
---	---	--	--	--	--	--

180条 ³ 項の炭						
石油	又	ス				
石油	又	ス				

石油	又	ス				
石油	又	ス				

る。
別記第二百五十一号様式中「納税番号」を「納税者番号」とし「円」を「(円)」とし「税 用」を「共同納税者」に改める。
別記第二百五十二号様式その二を削り、同様式その一を次のように改め、同様式を別記第二百五十二号様式とする。

(表面)

鉱区税について、地方税法第178条及び岐阜県税条例第86条の規定により、次のとおり賦課しましたので、納期限までに納めてください。

樣

都道府県		登録番号	
課税年度		対象年度	
変更年月日		納期限	
区分	課税標準 市町村別課税 方式による場合	税率	月額
普通課税額			円
固定資産税額			円
減価償却額			円
控除額			円
延滞金			円
合計			円

(差出人・問合せ先)

岐阜県 領收証書

国民番号		姓	
納付番号			
確認番号		納付区分	
年度		区分	
科目			
事務所			
納付(納入)する額	税 額		円
	延滞金		円
	加算金		円
合 計			円

上記金額を領収しました。

ゆうちょ銀行・郵便局で納付された場合は、領収証書に代えて払込金受領書が交付されます。

收入印紙不要
(納税者保管)

岐阜県納入済通知書(

77

岐阜県納入済通知書

)

公

通常支払済金
納入者負担



加入者名	口座記号		全額				
受納機関 番号	納入番号		金額				
納期限			確定		納入		
		登録番号				OFF ID	

円

↓ 下の部分を切り取り、裏面の各納付場所にて納付してください。この書面は、領収証書等とともに大切に保存してください。

33

[illegible]

加算者氏名		
口籍地番号		
番 号		
納付番号		
確認番号		
税 目		
種類別		
種 類		
延滞金		
加算金		
納税者氏名		
納税者住所		
納付内容		
C/S受領印付		

そのほか銀行・郵便局・地方自治体の職員、児童のN校も利用された。

この受領証は、大切に保管してください

(裏面)

備考 第3号様式その1備考は、この様式について準用する。

第183号様式その1裏面に同じ。

第 253 号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第 139 条関係)

第 号
年 月 日

別記第二百五十三号様式を次のように改める。

様

課税番号

岐阜県知事



鉾区税減額通知書

地方税法第 1 7 8 条及び岐阜県税条例第 8 6 条の規定により次のとおり減額しましたので、通知します。

課 税 年 度		対 象 年 度	
課 税 番 号		登 録 番 号	
変 更 年 月 日		減 額 の 理 由	
区 分	課 税 標 準 (百アール、千メートル)	税 率	月 数
確 定 税 額			税 額 (円)
既 確 定 税 額			
減 免 額			
減 額 す る 額			

鉾業権を共同で設定された方へ 本県では、共同鉾業権者全員に対し、それぞれ減額通知書を送付しています。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があつた日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第 3 号様式その 1 備考は、この様式について準用する。

別記第二百六十四号様式及び別記第二百六十六号様式中

所	長	担当課長	係
---	---	------	---

長	係	員	主	任	を				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

特別徴収義務者		住所	又	所在地	
氏名	又	氏名	又	は	

特別徴収義務者		住所	又	所在地	
氏名	又	氏名	又	は	
個人番号又は 法人番号					

に定める。					
-------	--	--	--	--	--

別記第二百九十八号の五様式中	調製者印	及び	条例附則
----------------	------	----	------

計 (第16条の2第1項及び第2項)									
対前年比 (%)									

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を記入、「合計 (条例第160条及び条例附則第16条の2)」を「合計」に定める。

別記第二百九十九号様式及び別記第三百号様式中							所	長	担当課長	係	長
係	員	主	任	を							

特別徴収義務者 又は申告納税者		住所 (所在地)	
氏名	又	氏名	又

特別徴収義務者 又は申告納税者		住所 (所在地)	
氏名	又	氏名	又
個人番号又は 法人番号			

「10%」を「%」及び「5%」を「%」に定める。
別記第三百一号様式及び別記第三百二号様式を次のように定める。

第301号様式（用紙日本工業規格A4）（第196条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

岐阜県飛騨県税事務所長 印

乗鞍環境保全税更正（決定・加算金決定）等通知書

乗鞍環境保全税について、次のとおり更正（決定・加算金決定）をしましたので通知します。

この通知において不足税額がある場合には、その不足税額及びその不足税額に対する延滞金額（加算金決定がある場合には、併せて加算金額）を、通知納期限までに県指定金融機関等へ納入書（納付書）によつて納めてください。

対象年月	年 月分	課税番号				
区 分	納 税 者 の 人 数 (進入した回数)	税 率	確 定 額	既確定額	増 減 額	
乗鞍環境保全税	人 (回)	円	円	円	円	
	人 (回)	円	円	円	円	
	人 (回)	円	円	円	円	
区 分	対 象 税 額	加 算 率	加算金額	既確定額	増 減 額	
過少申告加算金		円		円	円	
内 訳	通常対象分	円	%	円	円	
	加重対象分	円	%	円	円	
不 申 告 加 算 金		円		円	円	
内 訳	通常対象分	円	%	円	円	
	加重対象分	円	%	円	円	
重 加 算 金		円	%	円	円	
通 知 納 期 限		年 月 日		納入（納付） す べ き 額	円	
更正（決定・加算 金決定）の理由						
(参考) 延滞金の計算の基礎となる納期限				年 月 日		

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

(裏面)

(延滞金の計算方法)

- 1 延滞金は、納期限の翌日から納入(納付)の日までの期間の日数に応じ、不足税額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算します(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)。ただし、この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合(これらの期間のうち、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間について当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。平成26年1月1日以後の期間について特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合))となります。

(審査請求)

- 2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 302 号様式（用紙日本工業規格 A 4）（第 196 条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県飛騨県税事務所長 印

乗鞍環境保全税加算金決定等通知書

乗鞍環境保全税について、次のとおり加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書
 によって納めてください。

対象年月		年 月 分		課税番号			
区 分		対 象 税 額	加算率	加 算 金 額	既 確 定 額	増 減 額	
過少申告加算金		円		円	円	円	
内 訳	通常対象分	円	%	円	円	円	
	加重対象分	円	%	円	円	円	
不 申 告 加 算 金		円		円	円	円	
内 訳	通常対象分	円	%	円	円	円	
	加重対象分	円	%	円	円	円	
重 加 算 金		円	%	円	円	円	
通 知 納 期 限		年 月 日			納 付 す べ き 額 円		
加算金決定の理由							
この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決が緊急の必要があるとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。							

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

附則
この訓令は、平成二十九年三月十七日から施行する。

平成二十九年三月十七日発行

發行所

岐阜市藪田南二丁目一番二号

編
集

岐阜市三輪ぷりんとぴあ十二 岐阜文芸社